

平成23年 第3回

仁木町議会定例会会議録

開 会 平成23年9月21日

閉 会 平成23年9月21日

仁 木 町 議 会

## 平成23年第3回仁木町議会定例会議事日程

- ◆日 時 平成23年9月21日（水曜日）午前9時30分 開会  
◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議会運営委員会委員長報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 諸般の報告  
日程第5 行政報告  
日程第6 報告第1号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率報告書  
日程第7 報告第2号 平成22年度決算に基づく資金不足比率報告書  
日程第8 一般質問 公契約条例の制定を (上村智恵子 議員)  
防災対策の充実を (上村智恵子 議員)  
女性特有のがん検診の更なる推進を (住吉英子 議員)  
日程第9 議案第1号 平成22年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第10 議案第2号 平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第11 議案第3号 平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第12 議案第4号 平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第13 議案第5号 平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第14 議案第6号 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）  
日程第15 議案第7号 平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第16 推薦第1号 仁木町農業委員会委員の推薦  
日程第17 同意第4号 仁木町教育委員会委員の任命について  
日程第18 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第19 意見案第7号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書  
日程第20 意見案第8号 北海道地域防災計画（原子力防災編）の早期見直しと北海道電力泊発電所の段階的運転停止・計画的廃炉・第3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める意見書  
日程第21 委員会の閉会中の継続調査  
日程第22 委員会の閉会中の所管事務調査

平成23年第3回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成23年 9月21日 閉 会 平成23年 9月21日

議 長 水 田 正 副 議 長 横 関 一 雄

出席議員（9名）

1 番 住 吉 英 子	2 番 嶋 田 茂	3 番 宮 本 幹 夫
4 番 大 野 雅 義	5 番 山 下 敏 二	6 番 林 正 一
7 番 上 村 智 恵 子	8 番 横 関 一 雄	9 番 水 田 正

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 三 浦 敏 幸	教育委員会委員長 高 木 僚 一
副 町 長 吉 本 潔	教 育 長 原 田 修
総 務 課 長 角 谷 義 幸	教 育 次 長 戸 嶋 新 二
財 政 課 長 西 條 廣 幸	農 業 委 員 会 会 長 天 野 信 文
会 計 管 理 者 藤 原 聡	農 業 委 員 会 事 務 局 長 (川 北 享)
企 画 課 長 鈴 木 昌 裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 渡 辺 司
住 民 課 長 門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (角 谷 義 幸)
ほ け ん 課 長 土 井 幸 夫	監 査 委 員 中 西 勇
農 政 課 長 川 北 享	
建 設 課 長 林 典 克	

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

議 会 事 務 局 長 岩 井 秋 男
議 事 係 主 任 本 多 弘 一

## 開 会 午前9時30分

---

○議長（水田 正）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から平成23年第3回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（水田 正）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第116条の規定により、議長より指名します。

1番・住吉君、2番・嶋田君をお願いします。

---

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（水田 正）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。山下委員長。

○議会運営委員会委員長（山下敏二）おはようございます。

議会運営委員会の決定事項について、報告をいたします。

本定例会を開催するにあたりまして、去る9月12日、月曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等、議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。

本定例会には報告2件、議案7件、推薦1件、同意1件、諮問1件、意見書2件の合計14件が付議されております。ほかに、仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問があります。2人から3件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第7報告については、一括議題とし報告を受けます。日程第8、一般質問については、通告順に従って上村議員2件、住吉議員1件の順番であります。日程第9から第13、決算認定については、一括提案を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称及び委員数はお手元に配布のとおりです。日程第14から第15の補正予算、日程第16の推薦については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第17、同意、日程第18、諮問については、提案説明後、会議を休憩に移して、別室にて協議の上、即決審議をお願いいたします。日程第19から第20、意見書については、いずれも即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりであります。日程第21、委員会の閉会中の継続調査、日程第22、委員会の閉会中の所管事務調査についてはお手元に配布のとおり、各委員長より申し出があります。

続いて、会期について申し上げます。本定例会招集日は本日の9月21日水曜日、会期は閉会が9月21日水曜日、閉会が9月22日木曜日であります。

その他の事項について、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりであります。以上で議会運営委

員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（水田 正）只今、山下委員長から会期についてのご報告がございました。閉会ということで、誤りで報告されておりましたので、開会が9月21日から閉会が22日ということで、訂正いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長の報告が終わりました、委員長報告のとおり議事を執り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（水田 正）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、9月21日から9月22日までの2日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月21日から9月22日までの2日間とすることに決定しました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（水田 正）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。

監査委員から平成23年度の第5回及び第6回の例月出納検査報告書並びに平成23年度第1回定例監査報告書が提出されております。内容は、お手元に配布のとおりです。

なお、定例監査報告書については、後程、この諸般の報告の中で中西代表監査委員から、その監査概要について、報告をいただくことになっております。

また、横関副議長から、8月23日招集の後志広域連合議会臨時会の復命書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

8月24日には黒松内町において、後志町村議会議員研修会が開催され、参加してまいりました。講師の株式会社ぎょうせい、例規編集課の佐藤課長から、「地域主権改革の推進に伴い、各自治体では条例制定における参酌基準が大幅に拡大されることになり、各議員がそれぞれに、制度の趣旨理解と地域特性をいかした政策立案が求められる」との講話を拝聴し、地域の自主性と自立性を確立していくためには、議員や職員が住民の視点をいかして、政策を実現していくことだと、強く感じたところであります。

また、9月6日の銀山地区の敬老会をはじめとして、13日には仁木地区、15日には然別地区で、それぞれの地区の関係団体の主催により、敬老会に出席してまいりました。

なお、大江地区につきましては、9月24日に開催することでご案内をいただいているところであります。出席者の皆様には、議会を代表して行政並びに議会運営に対する感謝と、これからも健康でご長寿を重ねられますよう、お祝いの言葉を申し上げてまいりました。

それでは、中西代表監査委員から平成23年度第1回定例監査の概要について、報告をお願いいたします。

中西代表監査委員。よろしく申し上げます。

○代表監査（中西 勇） それでは、平成23年度第1回定例監査結果報告について、概要を説明させていただきます。この監査につきましては、地方自治法第199条第4項及び仁木町監査委員条例第4条の規定により、定例監査を実施したところでございます。規定に基づきまして、同法第199条第9項の規定によりまして、監査に関する報告書を町長、議長、教育長宛に報告をさせていただいたものでございます。

それでは、諸般の報告の9ページになります。

まず、定例監査報告の中で、概要の関係でございます。第1、監査の概要ということでございます。監査の実施日につきましては、8月29日から31日までの3日間でございます。監査の対象でございます。1番目といたしまして、各種基金及び備荒資金の状況並びに地方債の状況についてでございます。2番目といたしまして、野菜ハウス導入事業の執行状況についてでございます。3番目に一般廃棄物最終処分場整備事業の進捗状況についてでございます。3番目の監査の方法、監査の区分につきましては、記載のとおりでございますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、10ページでございます。第2、監査の内容でございます。1、各種基金及び備荒資金の状況並びに地方債の状況についてでございます。(1)の監査の目的、(2)には各種基金及び備荒資金の概要、(3)では各種基金及び備荒資金に関する監査の概要について記載をさせていただいております。表1では基金及び備荒資金の残高について、表1で表しておりますので、これも後程ご高覧を賜りたいというふうに思います。

11ページでございます。(4)地方債の概要でございます。(5)には本町の地方債借入、償還に関する監査の概要について、記載をさせていただいております。表2では平成23年度事業別地方債借入状況について、表を載せております。また、その下段になりますけれども、表3でございます。地方債の償還状況について記載をさせていただいておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、12ページでございます。2番目といたしまして、野菜ハウス導入事業の執行状況についてでございます。(1)では監査の目的について、(2)では野菜ハウス導入事業の概要について、(3)では野菜ハウス導入事業に係る監査の概要について記載をさせていただいております。表4では、野菜ハウス導入事業の実施状況について記載をさせていただいております。後程ご高覧を賜りたいというふうに存じます。

次に、13ページでございます。3番目といたしまして、一般廃棄物最終処分場整備事業の進捗状況についてでございます。(1)では監査の目的、(2)では一般廃棄物最終処分場整備事業の概要について、(3)では一般廃棄物最終処分場整備事業の進捗状況についての監査の概要について記載をさせていただいております。表5には第2期の一般廃棄物最終処分場整備事業経過と事業費の財源内訳について、表で表しております。表6では、平成23年度実施分の事業内容について、表で記載をさせていただいておりますので、これも後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、14ページでございます。最後になりますが、第3、監査の結果ということでございます。1番目に各種基金及び備荒資金並びに地方債の状況についてでございます。指摘事項、指導事項については共にございませんでした。検討事項につきましては、ふるさと振興基金の設置条例によりまして「仁木町まちづくり町民提案制度」による地域づくりのための経費に使用することになってはいますが、近年では提案実績がないため、制度の周知を行う必要があるのではないかと存じます。

次に、2番目でございます。野菜ハウス導入事業の執行状況についてであります。指摘事項、指導事項についてはともにございませんでした。検討事項についてであります。まず1点目に事業完了にあたりまして、費用

対効果の算出などによる事業評価を行う必要があるのではないかと存じます。2番目でございます。実施要綱によりますと、事業主体である新おたる農業協同組合が財産管理台帳を作成して管理することになっていますが、町においても本事業の目的が果たされるよう導入した財産の状況を把握していく必要があるのではないかとこのように存じます。

次に、3番目でございます。一般廃棄物最終処分場整備事業の進捗状況についてでございます。指摘事項はございません。指導事項につきましては、契約書類におきまして、通知年月日や支出負担行為年月日の記入漏れがございました。適切に取り扱う必要があるのではないかとこのように思っております。検討事項については、ございませんでした。以上、簡単ではありますが、要点について説明をさせていただきました。以上をもちまして、平成23年度第1回の定例監査報告とさせていただきます。

○議長（水田 正）中西代表監査委員、宮本監査委員。何かとお忙しい中での第1回の定例監査ご苦労様ございました。宮本監査委員におかれましては、初めての定例監査、そして、決算審査と何かと気苦労もあったことと存じます。今後とも監査委員の服務でありますところの公正不偏の態度を保持して、厳正な監査が行われますことをお願い申し上げます。

さて、8月10日の初議会において、議員各位のご推挙により議長の要職に就任してから、早1か月が経過し、本日初めての定例議会を迎えました。私は、もとより微力者でございますが、議長という要職におごることなく、議会の公正かつ円滑な運営に全力を注ぎ、町民の期待と信頼に応えるべく、誠心誠意、努力してまいりたい決意であります。議員各位の一層のご協力と、町長はじめ関係各位のご理解を心からお願い申し上げます、私の諸般の報告といたします。

## 日程第5 行政報告

○議長（水田 正）日程第5『行政報告』を行います。

三浦町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）皆さん、おはようございます。

平成23年第3回仁木町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

水田議長、横関副議長はじめ、議会議員の皆様、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、高木教育委員長、渡辺選挙管理委員長におかれましては、出来秋を迎え何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本年7月31日に仁木町議会議員選挙が執行されましたから、あと10日ほどで2か月が経過しようとしております。新しく議員となられました皆様にとりましては、この度の議会が初の定例会となりますが、格別のご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

老人を敬愛し、ご長寿を祝う敬老会は、9月6日の銀山地区敬老会を皮切りに、同13日には仁木地区で、同15日には然別地区で開催され、大江地区は今週末の24日に開催される運びとなっております。来賓としてご出席くださいました正副議長はじめ議員各位に、私からも厚くお礼申し上げる次第でございます。

主催いただく女性の会や婦人会、町内会等の皆さんをはじめ協賛いただく保育所や舞踊の会、阿波踊り会など関係者にとりましても、大変ご苦労の多い行事かと存じます。しかしながら、それぞれの地区において、笑顔で昔話をしたり、料理に舌鼓を打ちながら保育園児の遊戯や歌などに声援を送ったりと、楽しい一時を過ごされている先輩達を見ておりますと、町内全体で約4割の出席者とは言いながらも、1年でも長くそれぞれの地区にお

いて敬老会を続けていただけないものかなと思いを強くしたところであります。

さて、本題に戻りますが、今定例会には、山下議会運営委員長から報告がございましたとおり、平成22年度決算に基づく「健全化判断比率報告」並びに「資金不足比率報告」計2件と議案7件、教育委員の同意案1件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問案1件、計11件を提出させていただきました。提案内容等につきましては、議案上程の都度、詳細にご説明申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告をいたします。はじめに、大雨による被害状況等について申し上げます。低気圧の停滞と台風12号の接近に伴い、9月2日早朝から降り続いた雨は、9月6日までの5日間に及び、仁木町では降り始めからの雨量が250mmを超える大雨となりました。

この大雨により、町内においては、住宅の床下浸水1棟、農地への冠水約2.5畝、河川への土砂堆積など5か所、道路の路肩崩壊など8か所の被害が発生いたしました。町としては、人的被害の未然防止を最優先に、町職員、消防仁木支署職員、さらには地元建設協会の協力により氾濫河川の土のう積み、河床掘下げ等、対策を講じたところであります。大雨により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

なお、今回の大雨による被害の緊急的な措置として生じた必要経費を現在積算しておりますので、今後において専決処分による補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、旧大江小学校及び仁木商業高等学校の閉校後における対応について、申し上げます。本年3月31日に118年の歴史に幕を降ろした大江小学校。そして、明年3月末には、仁木商業高等学校が62年の歴史にピリオドを打つこととなります。地域とともに歩んできた学び舎が消えゆくことへの思いはとても複雑であります。

旧大江小学校につきましては、昨年の暮れに大江連合町内会から、大江小学校跡地に現在の生活改善センターに代わる各種活動を一元化できるコミュニティセンター建設の要請書が提出されておりますが、校舎等の解体だけでも約1000万円を要することから、その処分方法、維持管理に苦慮しているところであります。

一方、仁木商業高等学校につきましては、6月7日、北海道教育庁から無償譲渡の打診がありました。公立高等学校配置計画による仁木商業高等学校の閉校が、平成19年9月に正式に決定してから既に4年を経過しておりますが、これまでの間、後志教育局及び北海道教育庁からは「生徒がいる間、閉校後のことについては全面に出さないでほしい」との指導があり、町として積極的な善後策の検討ができる環境にはなかったことをご理解いただきたいと存じます。このたび道からの無償譲渡の背景には、今後、道としての利活用計画が全くなく、町立からの移管校は、原則、地元自治体の希望により土地も建物も無償譲渡する考えにあるとのこと。また、共済住宅（13戸）につきましては、入居者の退去時期等を見計らった上で、近い将来、土地は無償、住宅部分は時価評価額にて売却するとのこと、慢性的に不足している町職員住宅の対応策として、一考の価値はあるものと判断しております。校舎につきましては、平成元年11月に完成し、既に21年を経過しておりますが、8月の道及び町の合同現地調査では、屋上の防水及び外壁補修以外には問題はなく、町が譲渡希望するのであれば、新年度予算にて補修工事等を行うとのこと。ただし、町が譲渡希望しなかった場合は一般公募となり、それもかなわない場合は、約1億円かけて校舎及び屋体等付帯施設を解体し更地にして再度、公募を行う予定にあるとのことでした。無償譲渡とはいえ、町財政を圧迫するような利用形態は避けなければならない、転売は認められておりませんが、町が譲渡を受けて貸与していくことは可能であることから、あらゆる可能性を模索していくことが喫緊の課題となっております。このよう



なことから、8月31日開催の政策調整会議、これは管理職以上において行う会議でありますけれども、本件の重要性に鑑み、庁舎内プロジェクトチームを編成し、技術力を持った専門業者、コンサルティング会社であります。こういった方から専門的な見地での支援を仰ぎ、更には、有識者を交えた検討委員会を新たに設置し、検討すべきであるとの結論に至りました。つきましては、旧大江小学校及び仁木商業高等学校閉校後の利活用等を検討するにあたって、あらゆる角度から調査・分析を行うため、専門的ノウハウを兼ね備えた専門業者からの支援を得る委託料をはじめ、町内有識者からのご意見を拝聴するための検討委員会に係る補正予算を今定例会に計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、泊原子力発電所関連について申し上げます。泊発電所3号機につきましては、東日本大震災発生によって、営業運転前に必要な最終検査を受けない状況で、通常1か月程度の調整運転を5か月余り続けておりました。泊発電所3号機営業運転再開に係る報道機関各社からの取材に対し、私は、「いまだ福島原発事故の原因究明と収束がなされていない現状から現時点での運転の再開には反対である」旨回答いたしました。8月17日に高橋はるみ北海道知事は、泊発電所3号機の営業運転再開について、当時の海江田経済産業大臣に同意いたしました。高橋知事は、それまで営業運転再開に対して、「地元との丁寧な対話が重要というのが世の中の流れだ」と述べて、「北海道電力が北海道を含む地元自治体から理解を得て、最終検査申請をすべきだ」との認識を示しましたが、今回の同意に関しては、仁木町には何の協議もなされておられません。今後につきましては、関係町村の不安解消や今後の安全対策を北海道として、どう取り組んでいくのか、北海道としての考え方を受けて、後志町村会及び関係機関と連携を図りながら、対応していく考えであります。

次に、北後志消防組合負担金について申し上げます。3月11日に発生した東日本大震災による消防団員の死者・行方不明者は、8月3日現在で251名に上っており、その多くが公務中であったため、確実な公務災害補償が行われる必要があります。そのため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）が8月10日に改正され、平成23年度に限り、市町村の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金が、団員1人あたり1900円から2万4700円に引き上げられ、その引き上げ分に相当する掛金の支払期限が原則として12月末日とされるとともに、この改正に係る市町村の負担増につきましては、特別交付税により個々の市町村に措置される旨、総務省消防庁から8月10日付けで通知がありました。つきましては、仁木消防団の条例定数である105名に、今回改正の引き上げの差額2万2800円をかけた239万4000円を今定例会に補正予算として計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、後志総合開発期成会中央要望運動について申し上げます。後志総合開発期成会中央要望運動が7月14日に実施され、本町からは、山下前議長と私が参加いたしました。最初に、北海道東京事務所において、宮谷内後志総合開発期成会会長から加藤所長に要望を行った後、同期成会正副会長により民主党陳情要請対応本部へ、各部会は中央省庁、関係機関及び北海道選出国会議員等へ要望活動を行いました。私は農林部会長として、農林水産省町田勝弘事務次官に対して、担い手の育成と収益性の高い地域農業の確立、環境と調和したクリーン農業の推進、農山村の生活環境向上のための施設整備促進、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく施策の推進、TPP・WTO・EPA交渉対策、ストックマネジメント（施設の延命化）事業の対象施設拡充、堆肥施設等でございます。造林事業などの推進について要望いたしました。また、北海道選出の衆議院議員に対しまして、農林関係要望と併せて、北海道新幹線及び高速道路の早期実現と国土交通省北海道局の存続について要望いたしました。以上であります。別途お手元には、平成

23年度事業発注状況表、これは契約金額が100万円以上の事業のものを配布しておりますので、後程ご高覧願います。

以上で行政報告を終わります。

○議長（水田 正）三浦町長の行政報告が終わりました。

次に、原田教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。原田教育長。

○教育長（原田 修）改めて、皆さんおはようございます。平成23年第3回仁木町議会定例会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

はじめに、ALT（外国語指導助手）の活動状況について申し上げます。6月16日開催の第2回定例会において、教育行政報告の中でALTチャン・ペリー氏の後任者として報告しておりました、カナダ国籍でブリティッシュコロンビア州バンクーバー在住のイム・ピーター氏、22歳男性は、8月3日に来町いたしました。来町後、夏季休業期間中において、2学期からの英語教育推進に向け、仁木、銀山両中学校で英語担当教諭と指導の打ち合わせが行われまして、8月17日から仁木中学校の指導を実施しております。銀山中学校の指導は翌週から実施し、この後におきましては両中学校隔週での指導になっております。また、小学校の5年生、6年生を対象とした外国語活動は、中学校での指導の空き時間を利用して、銀山小学校は9月5日から、仁木小学校は9月下旬から実施する予定で、今後も各小中学校と打ち合わせを行い実施してまいります。ALTによる指導について、両中学校から生徒が前任者と同様、イム・ピーター氏に親しく接し、英会話に親しみ、教育効果が高いとの報告を受けております。

次に、仁木町水泳プールの利用状況について申し上げます。今年度の仁木・然別・銀山の各水泳プールは、7月9日から8月28日まで開設いたしました。7月下旬からの好天により、今年度の利用者は2421人で、事故の発生もなく終了いたしました。各水泳プールの利用状況は、次のようになっておりますので、後程ご高覧願います。以上で教育行政報告を終わります。

○議長（水田 正）原田教育長の教育行政報告が終わりました。これで行政報告を終わります。

## 日程第6 報告第1号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率報告書

### 日程第7 報告第2号 平成22年度決算に基づく資金不足比率報告書

○議長（水田 正）日程第6、報告第1号『平成22年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び、日程第7、報告第2号『平成22年度決算に基づく資金不足比率報告書』、以上2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、報告第1号でございます。『平成22年度決算に基づく健全化判断比率報告書』、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。平成23年9月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。

記。実質赤字比率、ハイフン。連結実質赤字比率、ハイフン。実質公債費比率17.2。将来負担比率64.0でございます。

続きまして、報告の第2号でございます。『平成22年度決算に基づく資金不足比率報告書』でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。平成23年9月21日提出、仁木町長 三浦

敏幸。

特別会計の名称、簡易水道事業特別会計。資金不足比率、ハイフン。備考、経営健全化基準20.0。なお、詳細につきましては財政課長の方から説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）報告第1号『平成22年度決算に基づく健全化判断比率報告書』について、ご説明申し上げます。財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、自治体は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を毎年度監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務付けられているものでございます。

まず、実質赤字比率につきましては、これは地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが、実質赤字比率でございます。仁木町は黒字でありますので、赤字比率は算定されないため、ハイフン、なし表示になっております。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計と特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すのが、連結実質赤字比率でございます。仁木町は黒字でありますので、赤字比率は算定されないため、ハイフン、なし表示となっております。

次に、実質公債費比率につきましては、これは、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが、実質公債費比率でございます。仁木町の比率は17.2%で、早期健全化基準を下回っております。

次に、将来負担比率につきましては、これは、地方公共団体の一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残額の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが、将来負担比率でございます。仁木町の比率は64.0%で、早期健全化を下回っております。カッコの数値につきましては、早期健全化基準の数値でございます。この4指標のひとつでも基準を超えた場合には、早期健全化計画を定め、自主的にかつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

報告第1号を終わりました、次に、報告第2号に移ります。『平成22年度決算に基づく資金不足比率報告書』について、ご説明申し上げます。

資金不足比率につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、資金不足比率を毎年度監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務付けられているものでございます。資金不足比率につきましては、公営事業の資金不足を公営事業の事業規模である利用金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが、資金不足比率でございます。仁木町では、簡易水道事業が公営企業となっております。仁木町は黒字でありますので、資金不足比率は算定されないため、ハイフン表示となっております。備考欄につきましては、経営健全化基準の比率20.00%でございます。この基準を超えた場合には、経営健全化計画を定め、自主的にかつ計画的に経営の健全化を努めなければなりません。なお、資料といたしまして、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての基礎資料を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）一括議題、2件の報告が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき議会に報告されたものです。質疑が終わり

ましたので、これで、報告第1号『平成22年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び報告第2号『平成22年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

## 日程第8 一般質問

○議長（水田 正）日程第8、一般質問を行います。2名の方から3件の質問があります。最初に『公契約条例の制定を』『防災対策の充実を』以上2件について、上村議員の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）最初に『公契約条例の制定を』仁木町の公共工事の発注を見ると、最近特に感じるのは、低価格受注競争になっているように思います。これは、自治体の財政には優しいのですが、労働者のことを考えるとき、地元業者は入っているのだろうか、職場環境はどうなっているのだろうかと考えてしまいます。町民の税金を原資とする公共事業は、できる限り安く無駄なく執行されることは当然です。しかし、公共機関が行う事業が労働法制も無視して、競争原理に任せて良いはずがありません。公共事業には完成物の品質や安全性の確保、地域経済の振興、地域建設業の健全な発展などが重要な役割として求められると思いますし、そのためには適正な設計と発注、価格づくり、発注段階における公正な競争性の確保と中小業者への受注機会の確保、職人、労働者の熟練技能や賃金・労働条件の確保が求められなければなりません。仁木町の入札制度は、この点どうなっているのでしょうか。また、今、公共工事や公共サービスを発注する公的機関と受注した事業者との間で結ばれる契約（公契約）に生活できる賃金など、人間らしく働くことができる条件を確保する法律・条例の制定を求める運動が広がっていますが、この条例に対してどう考えますか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）『公契約条例の制定を』についての質問にお答えをいたします。1点目の「仁木町の入札制度はこの点どうなっているのでしょうか」についてであります。本町の平成22年度の工事入札執行につきましては、20件でありまして、平均落札率は97.8%となっております。また、平成23年度の8月末までの工事入札執行につきましては24件で、平均落札率は87.2%となっております。本町では予定価格が130万円を超える場合は、資力、信用度の確実な業者を選考して競争させる指名競争入札を行い、最低価格で落札をした業者と契約を締結しております。指名競争入札の参加業者につきましては、本町の指名競争入札参加資格者名簿に登録された業者を指名願い格付け決定方法の規定に基づき、AランクからEランクに格付けし、工事予定価格に応じた町内、町外の格付け業者を営業実績、工事实績等を勘案にして、仁木町建設工事入札参加者選考委員会で選考しております。公共工事の発注にあたりましては、品質及び安全性並びに適正な履行が確保されるように、仕様書及び設計書を作成しております。また、労働者の職場環境につきましては、工事請負業者に対して、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守するように指導しております。

2点目の「この条例（公契約条例）に対してどう考えますか」についてであります。公契約条例につきましては、公共工事で働く建設労働者の賃金が下請けを重ねるほど削られて、設計労務単価の賃金が労働者に支払われず、労働者の賃金の低下を招く状況になってきているため、公共工事の契約時に賃金や労働条件を明らかにして、その内容が確実に作業に従事した労働者に適用される決まりを規則化するものであります。労働者の労働条件及び待遇は、労働基準法なり最低賃金法等で、その確保が図られているものと考えております。また、個々の労働条件につきましては、関係の労使の間で決定される枠組みとなっていると理解しております。しかしながら、労働者の適正な賃金を確保するのは当然のことではありますので、今後の国、北海道及び他市町村の動向を注視してまいります。以上でございます。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）はじめに労働者の職場環境について、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守するよう指導しているとありますが、具体的にこれとこれは守ってくださいというような文書通知などは行ってないのでしょうか。私は以前、公共事業を発注した場合、建退共加入と共済証紙を添付させているか伺ったことがありますが、これは引き続きやられているのでしょうか。

公契約条例のことですが、他の市町村の動向を注視していきたいとのことですので、ぜひ、視野に入れていただきたいと思います。しかしながら、労働法制の中で解決が図られるべきだと考えのようなのですが、国際労働機関ILO条約では、公契約における労働条項において、国や自治体といった公の機関が民間会社に公共サービスを委託したり、公共工事を請け負わせるにあたって、その地域の平均的労働条件を引き下げようとする契約を行ってはならないと定めています。公の機関は公契約を締結するに際し、その地域においての同種の労働者の労働条件を調査して、その業務を実際に行う労働者の賃金や、労働時間をはじめとした労働条件が、その規準を上回ることを契約の中に明記しなくてはなりません。しかし、日本の政府は、この条約を未だに批准していません。なかなか国が動いてくれない、国にきちんとそういうことを作らせるということがベストではありますが、地方からも声を上げることが大事だと考えております。公共サービスを民間会社に委託している指定管理者制度も同じです。どんどん入札が低くなっているが、地元じゃなく、働く人たちの労働条件はどうなっているのか、それが税金にも跳ね返ってくると思います。大きな範囲で考えていかなければなりません。今、公契約条例をやっているところも、ぜひ、視野に入れて研究してもらえればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）労働基準法及び労働安全衛生法に関してですね、指導であります。これは、現場が始まりました第1回の定例会というのがあります、現場内で。その中でですね、労働時間、休日、安全等を守るよう指導しております。安全等というのは足場設置及び掘削ですね、作業内容を法に従ってやるように指導しております。それと、あとは労働安全衛生法でありますけれども、仕事が原因で労働者が事故及び病気にならないように、労働災害を防止するように請負業者に指導しております。また、建設業の退職金共済制度でありますけれども、これは、掛金の証明書を必ず業者から添付してもらっております。以上であります。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）只今、再質問の中では、やはりILO、こういったものの規準も町から声を出してはどうかということでもありますし、また、賃金関係等についても、やはり労働者のためにきちんと確保すべきだということ。更には、私ども只今考えております、市町村としても各自自治体の動きを見ながら検討していきたいということで私も答弁しているところであります。そう言ったことでは、私は本来、この関係については、もちろん地方からの声を強くすることによって批准ということにつながると思いますが、やはり国が主導的な役割を果たさなければ、現実問題としてなかなか大変であるということも思っておりますし、仁木町の場合は、先程上村議員は、落札率が非常に低いと言っておりますが、97.8%、22年度。これが果して低いということが言えるかどうかということがまず私としては、結構高い落札率で皆さん仕事を請け負っていただいているというふうにも考えております。また、出す本数も大都市と違まして、わずかの本数でありますので、今すぐこの公契約の条例を制定するという考えには、私はいたっておりません。したがって、研究は重ねてはいけますけれども、この場所では町長として、公契約の条例については、現在まだ全国でこれだけある都市数の中でも、本当に千葉県野田市ですとか、このあと検討しているのは、あと神奈川県川崎市ですとか、相模原市ということであり

ますので、そういう動きが加速した段階においては、そういうことも見極めながら、対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）公契約条例は大きな市とか、そういうところで今やられておりますけれども、やはりこの小さな町でも、条例まで至らなくても、やはり労働条件のことというのでしょうか、今、市場経済の競争化ということで、労働者の賃金が本当に安くなって、ワーキングプアとか言われております。そういう中で、やはり自治体の発注する仕事と言いますか、大きな意味でも指定管理者制度の中で、改善可能な領域と言うのでしょうか、建築物のみならず福祉、医療、保育、学童保育など、公共サービスの業務委託とか、そういうところにも、やはり賃金はどうなっているのかということに、目配りをして欲しいなということがあります。人間らしい労働、人間らしい生活を拡大しようということで、この公契約条例ができてきた背景がありますので、ぜひ、こういうことでやって欲しいと思います。建退共のことは、今回の仁木の広報にも中退共のことが載ってございましたけれども、やはりこう言う制度があるんだよということを労働者の皆さんに知らせていって、本当にまともな賃金をもらえるような、普通の建築業であっても、そういう制度に指導して欲しいなということをすごく思います。

また、議会としてもぜひ公契約における、公正な賃金、労働条件の確保を求めて、私も意見書等も出していきたいと考えておりますので、自治体としてもよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）私は、今まで工事を発注するにしても、委託するにしても、きちんとした労働条件を確保するような。今、上村議員が言われたようなことを常に配慮しながら行ってきております。町自体がそれを行わないで事業発注なんてできるなんてことは、上村議員も考えていないと思いますが、これまでも、気をつけて発注しておりますし、これからもそういう形で発注してまいりたいと思っております。なお、公契約の関係について意見案も考えているということではありますが、私も機会がありましたら、そういうような発言もこれからしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）それでは続きまして、『防災対策の充実を』について、質問をしたいと思います。3月11日の東日本大震災から6か月が過ぎました。天災と福島原発の人災、この被害を受け、ここからくみ取る教訓とは何だったのか考えていかなければなりません。仁木町は今のところ、本当に人命を脅かす災害はありませんが、安心して暮らせるまちをつくるため、地域と自治体でともに考えていかなければなりません。はじめに、私が3年前に一般質問した地域防災計画の中の災害時要保護者対策計画ですが、3年程度のスパンをもって支援者を募っていきたくておりましたが、その後どうなったのでしょうか。2つ目に、学校教育における避難訓練はどのように行われているのか。保育所ではどうなのか。お聞きします。3つ目に、札幌市では津波や原子力災害を想定した防災計画に見直す方針を決めたと新聞報道されていましたが、仁木町でも見直す計画はないのか、お聞きいたします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、『防災対策の充実を』についての質問にお答えいたします。1点目の「災害時要保護者対策計画で、3年程度のスパンをもって支援者を募っていきたくておりましたが、その後、どうなったのでしょうか」についてであります。平成20年6月の第2回定例会の一般質問に対する答弁では、私は、災害時

に実際に現場で支援をいただくお隣、ご近所の地域力、イコール、共助が必要不可欠である。地域ぐるみのコミュニティの力があってこそ実行性を上げることができると考え、情報発信や啓発を行い、認識を深め意識の共有を図り、各町内会ごとに自主防災組織を立ち上げていただき、支援者を募っていきたくと申し述べました。その後、平成20年9月号の町の広報誌で自主防災組織を作りましょうとの呼びかけをし、また、町内会長会議においても同様の説明をしておりますが、現在のところ組織化までには至っていない状況であります。本年3月11日発生した東日本大震災のような大規模な災害の場合には、被害の拡大を防ぐため地域社会全体で防災活動に組織的に取り組むことが必要であると考えており、更に引き続き町内会等で自主防災組織を作る呼びかけをしていきたいと存じます。なお、平成23年度において、国で行う地域支えあい体制づくり事業を活用し、災害時要援護者の名簿作成及び個別支援計画の作成に取り組んでいくこととしており、今定例会に補正予算を計上しているところであります。この事業の申請につきましては、9月1日に後志総合振興局を通じて北海道に提出し、事業実施期間は平成23年10月から平成24年3月までの6か月間で、臨時職員の雇用、事業実施に必要な車両や備品のリース等を予定しております。現在関係各課で打ち合わせを行っており、今後は町内会や民生委員、社会福祉協議会、消防等の関係機関に協力をお願いし、要援護者の把握や訪問活動体制づくり等について協議を重ね、事業を推進してまいります。

2点目の「学校教育及び保育所による避難訓練はどのように行なわれているのか」について申し上げます。学校教育における避難訓練につきましては、仁木町立学校管理規則により学校施設の防火その他の防災について、毎学年のはじめにその組織及び活動並びに児童等の避難、防護等に関する実施計画を定め、防火訓練を定期的実施するものとなっております。このことから、各学校では学校安全全体計画等を作成し、年2回から3回程度、防犯を含む生活安全、交通安全及び防災のための災害安全を想定した避難訓練を実施しております。今年度につきましては、銀山小学校で4月28日に地震、仁木中学校は5月2日、銀山中学校は5月6日に火災、仁木小学校は6月10日に地震と火災を想定した春の避難訓練を実施しております。また、秋には、仁木中学校は9月2日、仁木小学校は9月9日に不審者を想定した避難訓練を実施しております。今後におきましては、銀山小学校で9月28日に火災、銀山中学校は10月5日に地震、更に銀山小学校では来年2月1日に不審者を想定した避難訓練が予定されております。保育所での避難訓練につきましては、にき保育園が北後志消防組合仁木支署の協力により、火災を想定して年2回実施。また、職員による避難訓練も毎月1回、火災や地震を想定し実施していると伺っております。大江へき地保育所は年3回の実施、銀山へき地保育所も年3回実施し、地震の想定、救急車が到着するまでの応急手当及び火災の想定による避難訓練が実施されております。3点目の「津波や原子力災害を想定した防災計画に見直す計画はないのか」についてであります。本町は内陸部にあるため、今まで津波を想定した対策計画を策定してまいりませんでした。しかし、3月11日に発生した東日本大震災では、内陸部にあっても津波の影響で数十kmも川を逆流してきた地域がありましたので、今後は地震の震度や津波の想定を調査の上、仁木町防災会議に図って検討してまいりたいと考えます。なお、原子力災害を想定した防災計画につきましては、個々の自治体だけでは対応できるものではなく、広域的な取り組みが必要でありますので、原子力災害の避難計画を見直す方針であるとしている国及び北海道の動向を見極めながら、適切に対処していく所存であります。以上あります。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）はじめに1点目ですが、今回補正予算で要援護者の名簿づくりと聞いて、これはもう作られていたのではないかと思うんですけども、どうだったのでしょうか。名簿はもう作成されていて、それがな

かなか体制づくりまで至っていない、そう考えて今回もっと具体化したいと質問したところでした。どうなったのかお聞かせください。2点目ですが、小学校では火災、地震、不審者とその時に応じて訓練しているようですが、今回津波で逃げのがれた釜石市の小中学校では、群馬大学の先生の津波防災教育のおかげで助かったとされています。地域だけではなく、自然の厳しさ、自然災害に対する姿勢を教えることが大切だと言っております。自己の判断する力を身につける、体育館や図書館で地震があったらどうするのか、とっさに行動できる訓練が必要なのではないでしょうか。想定外のことが起こりうる災害ですが、仁木町の避難所で耐震化されていない施設の対応策はどのように考えているのでしょうか。津波が起きたとき、フルーツパークは高台にあっていいように思いましたが、避難場所にはなっていません。広場だけは避難場所になっているのですけれども、建物内はどうなっているのでしょうか。私は、避難訓練は子どもだけじゃなく、地域の人たちともやるべきと考えていますが、移動に無理があるのなら、イメージトレーニングの意味で図上訓練だけでもやっていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。3点目ですが、後志の町村長さんたちで道に申し入れていた10km以外にも情報を知らせるということを、この間ちょっと聞いたような気がしましたが、それはどうなっているのでしょうか。また、事故が起きていなくても、風評被害や今や健康被害でがんの死亡率が高いとされているのが、原発のある町村です。北海道では1位が泊村、2位が岩内町、3位が福島町、4位が松前町、5位が積丹町となっており、これは道議会の中でも影響の徹底調査をすることになっているそうです。ちょっと防災と外れてしまいましたが、この原発のことで事故が起きていなくても、町として放射線量測定器を用意しておくべきと考えますけれども、これは予算を付けて、ぜひ、いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（水田 正）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）災害時要援護者名簿の関係についての質問にお答えいたします。現在、福祉サイドにおきましては、高齢者台帳に基づく名簿がございますが、災害時の要援護者名簿ということではないという状況でございます。それに伴いまして、10月以降、この名簿を作成していくというものでございます。説明は、以上でございます。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）2点目の関係であります。釜石市におきましては、やはり防災教育の徹底がされたということで、避難に免れたと。それとフルーツパークの広場だけがですね、ヘリポートといいますか、そうになっているが建物はどうだというであります。避難場所なのかどうかということであります。更には、もし町民全体での避難訓練が大変であれば、イメージトレーニングもできるような、そういう施策を講じてはどうかということですが、いずれにいたしましても、仁木町におきましてはですね、自主防災組織がなかなか立ち上がらなかったというのは、上村議員もおっしゃっていたように災害が、現実には大雨とか、風とか台風災害等がありますけれども、かつて地震ですとか、津波ですとか、そういう災害がなかったことから、どう呼びかけてもなかなか腰を上げていただけないということが起因するということに私は分析をしております。ただ、町内会におきましては近隣にある特別養護老人ホームで何かあったときには、町内会上げて、やはり手を差し伸べて、お互いに連携プレーをするという、そういう取り組みも1町内会ではありますが、できてきておりますので、今後においてもやはりそういう取り組みはしていきたいと思っております。3点目のEPZの関係であります。これは非常時の計画区域、今までは10km圏内ということで、国の方で定めておりました。ですが、現実には静岡のお茶までも、また東北の稲わら汚染によって牛に大きな影響が出たとかですね、そういうことが出ておりますので、私は声を大きくして、このEPZの見直しということは言っております。しかしながら、国は平成23年度中に範囲を広げる



方向で実施したいと言っておりますが、既に京都府ですとか、他府県においてはEPZ、独自で、県独自で見直す、府独自で見直すという動きが事実あるわけでありますから、私は先日のそういった懇談会の中では、EPZの見直し、国が方向性を定める前に北海道としてやる気がないのかというような、多少強い口調ではありましたが、再考を願っております。また今日はですね、実は、北海道の高橋はるみ知事はじめ、北海道電力、経済産業省、後志町村長会として今日、要望の日なんです。たまたま私は議会があることで要望には参加できませんでしたけども、機会がありましたら、これからもリーダー的なリーダーシップをとるのは、やはり町村会の宮内会長が今代表になっておりますから、しかしながら、私はやはり一番近い、泊原子力発電所に4町村以外で一番近い町村長ということでは、これからもこの見直しについて、大きな声を上げていきたいと思っております。なお、フルーツパークの建物が避難場所になっているかどうかについて、企画課長の方から説明申し上げます。

○議長（水田 正）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）フルーツパークにきの施設の関係についてお答えいたします。現在、フルーツパークにきにつきましては避難場所。施設についてでございますが、なっておりません。今年度予定しております、仁木町の防災会議におきまして、その施設を指定避難所にするということで準備を進めているところでございます。説明は、以上でございます。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）最後になりますけれども、放射能の測定器。原子力発電の事故は絶対あってはならないと思いつつも、やはり町民の皆さんの安心安全のためには、そういう測定器の購入ということは、当然予算措置をしていかなければならないというふうに思っております。管内でも、既にニセコ町をはじめ予算計上しているところもありますが、現在発売されている測定器、50万円以上の測定器であれば、非常に精度が高いということになってはいますが、私は当初考えていたのは、2万5000円から3万円、5万円以内で買える測定器を各公共施設すべてに配置してはどうかという考えもあったのですが、先日新聞を見ましたら、精度が25倍から250倍とか大きな放射能の測定に差異があるということが新聞報道されておりましたので、買うとすればやはり精度の高いもの、更には、防護服等も実際着ることはないとは思いつつも、少なくとも複数、2着くらいはというふうにも考えておりますが、この関係について、内々で関係者、副町長も交えての関係者とは、そういうことの話はしておりますが、予算を出す段階においては、やはり状況をきちんと見て出したいと思っております。また、その時には議会の方のご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（水田 正）原田教育長。

○教育長（原田 修）小学校もそうですけれども、授業中に地震が起きた場合の対応ということでもあります。それぞれ学校におきまして、先程言いました安全計画、危機管理マニュアル等を作りまして、地震の発生の場合におきましては、授業中の発生の場合の対応、更には、休み時間の発生の場合の対応、登下校途中での発生の場合の対応、校外学習等、または宿泊研修、宿泊行事等の発生の場合、それぞれ学校で対応策を考えて実施していると思っております。また、事業につきましても今年度におきまして、それぞれ学校において取り組むことになっておりますけれども、例えば、仁木小学校におきましては、地震発生時の身の守り方や避難方法、津波発生時の避難方法等について、授業を行ったということで確認をしているところであります。以上であります。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）最初に要援護者のことですが、わかりました。そうしたら、今度は本当に災害にあったときに要援護者をどうしていくのかということの体制づくりを深く考えて欲しいと思います。なかなか避難

訓練が難しいということですが、やはり訓練を何回もやっていながら、身に付けていくものって、たくさんあると思うのです。それで大変でしょうけれども、やはり図上訓練、一度私もやりましたけれども、やはり自分の近くで誰が要援護者かということで、誰が助けに行くか、そして自分が災害にあったときに何を持って、どこに行くかということ、やはり図上訓練ですごく学べるのです。やはり町内会長会議のところでも良いですし、そういうことをやっていく中で徐々に広がっていくのではないのでしょうか。それと、フルーツパークは今後検討していくということで、ぜひ良いのではないかと思います。

それと、今晚からまたこの台風が来て、水害がものすごいということを聞きました。名古屋市でも避難をされるということでは、大変になるのではないかと思いますけれども、町で出したこの水害の中で見ますと、長寿園とかグループホームがまず最初に一番深くなってしまいうということでは、この町内会で皆さんが協力し合ってやってくれるといっても、自分たちのところも水没してしまうわけですから、やはり大きな意味で考えていかなければならないのではないかなと思います。それと、議会として何がやれるのか考えましたら、今被災地でもお世話活動を先頭に立ってやっているのが議員なんです。それで、災害対策本部を設置した際、議員には一切連絡が来ないんですけれども、それが指摘されて北茨城市では、昨年市議会で災害対策本部のマニュアルを作成したそうです。それが今回役に立って、すぐに議員さん方もこの設置で本部を議長にして、有効に皆さんが結びついていく地域とか、そこに機能していろいろと役に立ったということ聞いておりますので、やはりこういうものも利用とか、私たちもやっていかなければならないのではないのかと考えました。それに今職員が少ない中でボランティアに出すことは大変でしょうけれども、町内施設でもボランティア派遣をして、自分たちに災害が降りかかった場合、施設の入居者をどうするのかということで、やはり聞いているだけではなく、実際に目にしてその人たちの話を聞いて、1週間単位でも本当に役に立つ勉強をしてきたということ聞きましたので、ぜひ、なんとか研修として職員の方たちをボランティアに出して欲しいなということを考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）要援護者の体制づくりにつきましては、今までも高齢者宅とか調査はしているのですが、何と言いましても個人情報保護法ができてから、ご家族の方もあまり自分の父親、母親がひとりでも連絡先を教えたくないとか、近所の人に迷惑かけないように私たちが面倒見るとか、なかなか定着しなかったわけですが、今回の大きな災害を契機として、やはり命を守るためにみんなで連携をとるということを基本として、やはり体制づくりをしていきたいと思っております。避難訓練、おっしゃるとおり大変難しいことだと思います。ですが、図上訓練だけでもやったらどうか。基本は、例えば役場が指示しなかったから私は命を落としましたとか、家族を亡くしましたということは、言わなければならない場面も当然あるとは思いますが、自分の命は自分で守ることが基本ですから、役場の町長の指示がなかったから、私の家族が死んだとか、ただ行政としてどうしてもやらなければならない。例えば、堤防をつくるとか施設をつくるとかということは、これは責任をもって当然やらなければなりません。今役場にいる正職員55名で、すべてのことを完璧にやれと言われても、これは現実に難しいと思っております。ましてや、今名古屋の洪水なんか来ましたら、仁木町は本当に大方浸かってしまう状況でありますから、そういう面では、それぞれ皆さんお互いに、自分がどこに逃げたらいいかということ自分なりに考えて、もし疑問な点がありましたら、行政とかに相談するとか、そういうふうにして、皆さんで連携プレーはもちろん必要ですが、個々にもやはり研究をしていただきたいと思っております。

それから、災害対策本部のマニュアルということは、これは議員さんに聞き返すことができないので私はどういものか分からないのですが、議会として作るか、それとも町として作って、それを議員さんの方にお知らせをするのか、その辺はもしわかっている範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

また、ボランティアの派遣、これは災害のときに派遣するというのか、普段派遣して、訓練をして、状況を把握しておくというのか、どうもよく聞き取れなかったものですから、この関係も再度お教えいただきたいと思います、ご質問いただきたいと思います。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）今、東日本大震災で災害にあって、まだまだボランティアを必要とされている地域でのことです。ボランティアは。

○議長（水田 正）それだけでよろしいですか。

○7番（上村智恵子）マニュアルは後でお見せします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）正直言いまして私どもも、今回、非常に良い経験になるので、ボランティアの派遣をしようという思いでおりましたら、後段になりましたら、もう事務方はもう要らないと。技術者、例えばガスとか消防の関係だとか、そういう職員は要ると言いましたけれども、事務方は必要ないということでありました。ただ、過去においては有珠山で災害があったときには、私ども何日か交代で災害現場の方に、例えば藤原会計管理者は現地に行って、きちんと対応しているということでもありますので、決して出さないということではなくて、必要があれば積極的に出したいと思っておりますが、今回の場合は、以前にも質問ありましたけれども、出したいという思いで答弁しましたけれども、もう事務方は必要ないということでありましたので、私としては機会があれば出したいと思っております。また、災害のマニュアル、議会としてきつと作成することだと思っておりますが、私どもは災害対策本部を立ち上げて、現実には右往左往といえますか、現地に張り付いたり、とにかく人命尊重で動いておりますので、溢水、冠水くらいではなかなか動けないのですが、動いております。現場の方も私も出たり、司令塔になったり、責任者として副町長に出てもらったり、企画課全員で対応しておりますが、手が足りないというのが現実問題として、それで災害協定を結んでお手伝いをいただいている。そのことによって、2日から6日までの大雨については、何とかこなすことができたということでもあります。今後もきちんと災害対策本部を立ち上げて、災害に向けて対応してまいりたいと考えております。

○議長（水田 正）それでは、暫時休憩をいたします。

**休 憩 午前10時55分**

**再 開 午前11時10分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8、一般質問の議事を続けます。一般質問、『女性特有のがん検診の更なる推進を』、以上1件について、住吉議員の発言を許します。住吉君。

○1番（住吉英子）子宮頸がん検診、乳がん検診は、大腸がん、胃がん、肺がん検診と並んで検診がとりわけ有効ながんで、この5つのがんのうち2つが女性のがんです。しかも、子宮頸がん、乳がんはウイルス感染や女性ホルモンが関係しているため、他のがんと違い30代から40代の若い世代に多いがんであり、年間1万人以上の女性がこの2つのがんで命を落としています。現在、がん検診推進事業が全国的に実施されており、本町において

も対象年齢の方に子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券が発行されていますが、このクーポン券を利用した検診の受診率及びクーポン券利用以外の検診受診率はどのくらいあるのか、お伺いします。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）『女性特有のがん検診の更なる推進を』についての質問にお答えをいたします。がんはわが国において、昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間30万人を超える状況であります。しかし、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であると考えます。特に、女性特有のがん検診については、受診率が低いことや子宮頸がんは予防できるがんという視点から、未来への投資につながる子育て支援及び受診勧奨事業の一環として、平成21年度から実施しております。今年度も大腸がんを加えた、がん検診推進事業として実施し、年7回の集団検診中2回を終えているところでございます。ご質問の「クーポン券を利用した検診の受診率及びクーポン券利用以外の検診受診率はどのくらいあるのか」についてでございますが、子宮頸がん検診の平成21年度対象者は1038名、受診者数107名、受診率10.3%でありまして、そのうちクーポン券対象者は73名、受診者数10名、受診率13.7%であります。クーポン券利用以外の対象者数は965名、受診者数97名、受診率10.1%であります。また、平成22年度対象者は1082名、受診者数134名、受診率12.4%でありまして、そのうちクーポン券対象者は93名、受診者数25名、受診率26.9%であります。クーポン券以外利用、クーポン券利用以外の対象者数は989名、受診者数109名、受診率11.0%であります。乳がん検診の平成21年度対象者は882名、受診者数108名、受診率12.2%でありまして、そのうちクーポン券対象者は104名、受診者数は20名、受診率19.2%であります。クーポン券利用以外の対象者数は778名、受診者数88名、受診率11.3%であります。また、平成22年度対象者は929名、受診者数120名、受診率12.9%でありまして、そのうちクーポン券対象者は163名、受診者数34名、受診率20.9%であります。クーポン券利用以外の対象者数は766名、受診者数86名、受診率11.2%であります。クーポン券の利用につきましては、平成21年度と平成22年度との対比では、子宮頸がん検診で15名、乳がん検診で14名増加しており、検診受診率の伸びに大きく貢献しているところであります。今後につきましても、女性特有のがん検診のみならず、すべてのがん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及を図り、町民の皆さんの健康増進に努めてまいります。以上でございます。

○議長（水田 正）住吉君。

○1番（住吉英子）1つ目として本町としての目標受診率は設定されていますか。2つ目としてクーポン券対象者ががん検診を受診されていない方に対しては、理由の把握等どのような対応をされていますか。3つ目として本町でのがん検診の受診率は決して高い数字とは思えませんが、その原因としては医療機関が札幌のみに限定され、受診日も自由に選ぶことができないのが低い要因と考えます。余市町では、余市町を含め小樽市、札幌市合わせて11での医療機関で、受診者が医療機関や日程を自由に選択することが可能となっております。本町においても受診者しやすい環境づくりが大切かと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（水田 正）土井ほけん課長。

○ほけん課長（土井幸夫）それでは1点目の本町の目標でございますけれども、一応目標という数字的なものはありません。国は50%と申しておりますけれども、我々は1名でも多くの方に受診していただくという考えでありまして、毎検診のときにチラシを配りまして、実施しているというところでございます。それと、クーポン券の未受診者の理由と、あとその対応ですけれども、理由は今のところ把握はしておりません。ただ、クーポン券を利用していただきたくて、3番目の質問とは重なることがあると思っておりますけれども、10月から、正式には

9月30日なんですけれども、10月以降、余市町と同じように医療機関でも受診ができるように、今、小樽の医療機関等と契約をし、個人の日程に合わせていけるような体制づくりに、今事務を進めているところでございます。以上です。

○議長（水田 正）住吉君。

○1番（住吉英子）受診率向上のためにも、受診案内に個人で受診可能な医療機関、また検診種類、予約の要・不要等をクーポン券対象者に情報提供が大切かと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（水田 正）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）住吉議員のおっしゃるとおりでありまして、受診しやすい環境づくりというのは、行政としても、やはり進めていかなければならないと思っております。それで、町といたしましても従来の集団検診に加えまして、個別検診をこれから実施していくという方向付けをさせていただいたところでございます。したがって、受診の医療機関関係につきましても、北海道社会事業協会の余市協会病院、北海道社会事業協会の小樽病院、それからおたるレディースクリニックですとか、小樽のですね。済生会小樽病院、直江クリニック、市立小樽病院等々を含めて、とにかく集団でなくても検診できることによって、それから受診率を高めていくのではないかというふうを考えて、方向性を軌道修正をしているところでございます。以上です。

○議長（水田 正）以上で、一般質問を終わります。

#### 日程第9 議案第1号

#### 平成22年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

#### 日程第10 議案第2号

#### 平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

#### 日程第11 議案第3号

#### 平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

#### 日程第12 議案第4号

#### 平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

#### 日程第13 議案第5号

#### 平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（水田 正）日程第9、議案第1号『平成22年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第13、議案第5号『平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』、以上5件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第1号でございます。『平成22年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成23年9月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。

続きまして、議案2号でございます。『平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成23年9月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。

続きまして、議案第3号でございます。『平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成23年9月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。

議案の第4号でございます。『平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成23年9月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。

議案の第5号でございます。『平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成23年9月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。

大変雑ぱくではありますが、以上で提案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（水田 正）一括議題5件の説明が終わりました。お諮りします。

本決算認定については、山下議会運営委員会委員長の報告のとおり、議長並びに議員選出監査委員を除く、7名の委員で構成する「平成22年度各会計決算特別委員会」を設置し、これに付託して、閉会中に審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長ならびに議員選出監査委員を除く、委員7名で構成する「平成22年度各会計決算特別委員会」を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。それでは、これから平成22年度各会計決算特別委員会委員により、正・副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

**休 憩 午前11時24分**

**再 開 午前11時45分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に正・副委員長の互選が行われ、その結果を報告いたします。平成22年度各会計決算特別委員会委員長に林君、副委員長に嶋田君が互選されました。閉会中の審査よろしくお願いたします。

資料要求の件についてお諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって、町長に資料要求したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「ご異議なし」と認めます。したがって、委員から審査に必要な関係資料要求があったときは、所定の手続きをもって、町長に資料要求することに決定しました。

暫時休憩いたします。

**休 憩 午前11時46分**

## 再 開 午後 1時00分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

## 日程第14 議案第6号

## 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（水田 正）日程第14、議案第6号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の6号でございます。『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』、平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条では歳入歳出予算の補正を謳ってございまして、歳入歳出それぞれ8503万5000円を追加いたしまして、予算の総額を34億5127万円とするものでございます。第2項につきましては、補正の款項の区分及び補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。

第2条、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものでございます。平成23年9月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第6号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。10款. 地方交付税から21款. 町債にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計8503万5000円を増額いたしまして、補正後の歳入合計額を34億5127万円とするものでございます。

次に、2ページ、歳出でございます。1款. 議会費から13款. 諸支出金にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計8503万5000円を増額いたしまして、補正後の歳出合計額を34億5127万円とするものでございます。

次に、3ページでございます。第2表 地方債補正、1. 変更でございます。臨時財政対策債の限度額の変更でございます。平成23年度普通交付税の臨時財政対策債発行可能額が決定されましたので、1298万3000円を増額いたしまして、補正後の限度額を1億3008万3000円に変更するものでございます。この臨時財政対策債につきましては、地方交付税の不足額を各自治体が借入することができる地方債でございます。平成13年度から平成22年度の間においても同様に発行されております。その元利償還金につきましては、毎年度元利償還金の100%に相当する額を地方交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。3ページを終わります。

次に、5ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から21款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、6ページでございます。歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳であります。国・道支出金827万3000円の増、その他財源82万9000円の増、一般財源7593万3000円の増でございます。

次に、7ページ歳入でございます。10款、1項、1目、地方交付税につきましては、平成23年度普通交付税の額が17億6180万3000円で決定されましたので6180万3000円を増額補正するものでございます。普通交付税の前年度に対する増減では、3604万7000円の減となっております。増減率も2.0%の減となっております。この減額理由につきましては、各地方団体ごとの標準的な水準における、行政を行うために必要となる一般財源を算出する基準財政需要額の個別算定経費で463万1000円の減、それから包括算定経費で573万3000円の減、公債費で271万1000円の減、それから平成23年度で創設されました雇用対策地域支援活用推進費で1億247万円の皆増となりましたが、平成22年度創設の雇用対策地域資源活用臨時特例費、これが廃止されて1億6375万8000円が皆減となっております。雇用対策の増減では6128万8000円の減となっております。それから地方交付税の不足額に対処するため、特例として発行される地方債であります臨時財政対策債では、昨年度より5278万7000円の減。それから普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額である基準財政収入額は148万6000円の増となりまして、前年度より3604万7000円の減となっております。7ページを終わります。

次に、8ページでございます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金96万円の増額補正につきましては、これは補装具給付負担金及び自立支援医療費給付負担金、それぞれ歳出の増額に伴いまして96万円を増額するものでございます。

次に、9ページでございます。15款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費負担金48万円の増額補正につきましては、只今説明いたしました国庫支出金と同様、補装具給付負担金及び自立支援医療費給付負担金、それぞれ歳出の増額に伴いまして、1/4の道負担金でございます。2項、道補助金、2目、民生費補助金352万9000円の増額補正につきましては、1節、社会福祉費補助金、これは地域支え合い体制づくり事業補助金でございます。近年国内では自然災害が頻繁に発生しておりまして、災害時における要援護者へのスムーズな対応ができるよう要援護者台帳の作成が必要になっております。このたび地域支援体制づくり事業にかかる補助金10/10を受けまして、2名の臨時職員を雇用いたしまして、訪問等により要援護者の情報把握を行いまして、要援護者台帳を作成する事業でございます。323万3000円を計上しております。事業の詳細につきましては、歳出で説明申し上げます。3節、ひとり親家庭等医療補助金は歳出の増に伴いまして、歳出の1/2、29万6000円を増額するものでございます。5目、農林水産業費補助金330万4000円の増額補正につきましては、これは平成22年度で終了いたしました北海道の事業でございます21世紀北の森づくり推進事業の後継事業として、未来につなぐ森づくり推進事業が創設されて、今年度から実施されることになりました。本町が実施する造林事業の事業費2065万円に対しまして16%の道補助330万4000円を計上しております。事業の詳細につきましては、歳出で説明申し上げます。

次に、10ページに移ります。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、歳入の増に伴いまして1022万4000円を減額するものでございます。10ページを終わります。

次に、11ページ、20款、諸収入、5項、4目、雑入882万1000円の増額補正につきましては、臨時的任用職員等社会保険料は先程説明しました、地域支え合い体制づくり事業で2名の臨時職員の雇用に係る社会保険料及び嘱託職員の標準報酬月額の変更などによりまして32万7000円を増額するものでございます。それから、北後志消防組合負担金還付金につきましては、平成22年度の精算による還付金681万3000円の補正でございます。それから建物災害共済金、これは日の出職員住宅5号におきまして、冬期間の雪害により灯油タンクが破損したことによる損害を受けた共済金26万2500円。それから北町4丁目でございます仁木町職員住宅10号におきまして、5月に発生した強風により軒天破損したことによる損害を受けた共済金1万9163円、合わせまして建物共済金28万1000円



を補正するものでございます。それから北後志衛生施設組合負担金還付金は平成22年度の精算による還付金117万9000円の補正でございます。それから支障物件損失補償金、これは本町所有の山林、南町8丁目85番地のほか6筆を通過しております北海道電力の特別高圧電線に立ち木が接近したため、送電線の事故防止を図るため、立ち木の伐採の要請がございました。伐採するものでございます。該当伐採にかかる損失保証金22万1000円の補正でございます。これは天然林など1361本を伐採するものでございます。8目、過年度収入337万9000円の補正につきましては、障害者医療費負担金過年度分、これは平成22年度国庫負担金の精算による過年度収入29万8603円と道費16万2607円、合わせまして46万1000円を補正するものでございます。それから障害者福祉サービス費過年度分は、これも平成22年度の国庫負担金の精算による過年度収入189万1653円と道費102万7257円合わせまして、291万8000円を補正するものでございます。11ページを終わります。

次に、12ページ、21款、1項、町債、7目、臨時財政対策債につきましては、これは3ページ、第2表 地方債補正で説明した分でございます。12ページを終わります。

次に、13ページでございます。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費21万1000円の減額補正につきましては、9節、旅費、費用弁償の議会運営費につきましては、議員の改選に伴う定例会及び臨時会、それから議会運営委員会、総務常任委員会などの費用弁償22万3000円の減。それから議会だより発行経費も同じく議員改選による費用弁償6000円を減額補正するものでございます。普通旅費につきましては、女性議員の増によります、女性議員協議会総会への出席旅費1万8000円の増額補正でございます。13ページを終わります。

次に、14ページでございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費56万1000円の増額補正につきましては、4節、共済費は共済率の確定による追加費用負担金3000円の増額。それから社会保険料は、雇用保険料の平成23年度概算及び平成22年度精算の確定による減額でございます。それから歳入で説明いたしました、地域支え合い体制づくり事業で、2名の臨時職員の雇用に係る社会保険料及び嘱託職員の標準報酬月額の変更などによりまして8000円を増額補正するものでございます。11節、需用費の修繕費につきましては、出納室で使用しております製本機の動作に不具合が生じたので、修理が必要になりました。4万9000円を補正するものでございます。19節、負担金補助及び交付金、社会保険委員会負担金につきましては、平成23年度小樽社会保険委員会総会におきまして、当委員会の運営状況が厳しいことから会費に係る規約の改正がありまして、年額3000円から3500円に上げられたことから、今回1000円を増額するものでございます。4目、財産管理費356万7000円の増額補正につきましては、8節、報償費16万4000円と、次のページに移りまして、15ページ、9節、旅費6万円、それから委託料300万円の補正につきましては、町長の行政報告にありました旧大江小学校、大江連合町内会から大江地区コミュニティセンターの建設の要請、それから仁木商業高等学校は北海道教育庁から無償譲渡の打診、これらに係る公有財産利用計画を検討する委員会を設置するものでございます。検討委員10名に係る委員報償と費用弁償、それから公有財産の利活用計画策定支援に係る業務委託料の予算計上でございます。11節、需用費、修繕費につきましては、庁舎前に設置してあります三面時計の修繕が必要になりましたので、修繕一式32万8000円を補正するものでございます。光熱水費、水道料でございますが、旧大江小学校校舎、校長住宅、プールの3施設分及び然別一般住宅退去に伴います使用料1万5000円を補正するものでございます。6項、1目、監査委員費7万4000円の減額補正につきましては、1節、報酬は識見選出監査委員の選任に伴う報酬3万6000円の減額。

次のページに移りまして、16ページ、9節、旅費の費用弁償は、議会選出監査委員の改選に伴います2万3000円の減。それから一般旅費は、後志町村等監査委員協議会定期総会欠席に伴います1万5000円の減額でございます。16ページを終わります。

次に、17ページでございます。3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費300万8000円の減額補正につきましては、歳入で説明いたしました地域支え合い体制づくり事業でございまして、仁木町地域防災計画や仁木町地域福祉計画に基づき、仁木町内の高齢者や障がい者のうち、援護が必要と思われる方々に対しまして、事業期間平成23年10月1日から平成24年3月31日までの6か月間、臨時職員2名を雇用いたしまして、事業に必要な車1台リース契約いたしまして、個別訪問や電話等により対象者と面談し、その方々の現況調査を行い、家族状況や緊急連絡先、病院等を把握し、要援護台帳を作成するものでございます。7節. 賃金につきましては、臨時的任用職員賃金分6か月分の2名分、157万8000円の計上でございます。8節. 報償費は民生委員児童委員、社会福祉協議会委員更に町内会長等をメンバーとした会合を2回分、4万5000円の計上。それから11節. 需用費、消耗品費はコピー用紙、パイプファイルなど15万5000円の計上。それから燃料費、ガソリン3万8000円を計上。12節. 役務費は、次のページに移りまして、郵便料と電話料で3万6000円を計上しております。14節. 使用料及び賃借料は自動車等借上料で22万1000円を計上しております。18節. 備品購入費につきましては、パソコン、プリンターなどの事業用備品93万5000円の計上でございます。2目. 老人福祉費1000円の増額補正につきましては、これは平成22年度老人保健医療給付費交付金の変更に伴いまして600円の返還が生じたので、1000円を増額するものでございます。次に、4目. 心身障害者特別対策費200万2000円の増額補正につきましては、補装具給付は車椅子購入4台分と修理代1台分の申請がありましたので、予算に不足が生じたので、100万円を増額するものでございます。自立支援医療給付費は自立支援該当者の医療費の増によりまして、医療費に不足が生じたので92万1000円を増額するものでございます。合わせまして、192万1000円を増額するものでございます。

次のページに移ります。19ページ、23節. 償還金利子及び割引料の返還金、これは障害福祉サービス費等支弁経費、平成22年度障害程度区分認定等事務費、国庫負担金返還金が生じたので1万1000円の補正でございます。それと心身障害者補装具給付事業経費は、平成22年度補装具費、道費でございまして、この精算による返還金が生じたので7万円を増額するものでございます。合わせまして、8万1000円でございます。2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費3000円の増額補正につきましては、これは平成22年度子ども手当道費負担事業実績報告書の誤報告、誤りがありまして、過受領2330円が判明いたしましたので、返還金3000円の増額をお願いするものでございます。3目. 母子福祉費59万2000円の増額補正につきましては、ひとり親家庭等医療費給付費は入院対象者2名が発生したことによりまして、扶助費に不足が生じたので、59万2000円を増額するものでございます。19ページを終わります。

次に、20ページでございます。4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、4目. 環境衛生費62万4000円の増額補正につきましては、衛生施設組合負担金は、平成22年度北後志衛生施設組合負担金の精算によりまして、返還金が生じたので46万5000円を増額するものでございます。それから、未給水地域等自家用施設事業補助金につきましては、尾根内地区の住民から自家用施設により飲料水を使用する工事の申請がありましたので、仁木町簡易水道未給水地域等自家用施設設置事業補助要綱に基づきまして、補助するものでございます。補助要綱では、補助率は事業費の1/3以内で限度額は40万円となっております。今回の申請の事業実施経費につきましては47万6889円でございます。交付率1/3で15万9000円の補正でございます。20ページを終わります。

次に、21ページでございます。6款. 農林水産業費、1項. 農業費、4目. 農業地開発事業費20万円の増額補正につきましては、これは余市川土地改良区が実施する、土地改良施設維持管理適正化事業について、本町では余市川土地改良区からの要望を受けまして平成8年度から事業費の10%を補助しております。今年度当初予算におきまして、長沢頭首工整備補修の事業費といたしまして1000万円に対しまして、10%の補助、100万円を計上し

ております。今回、事業費200万円の増額に伴う補助金の要望がありましたので、10%の補助率で20万円を増額するものでございます。次に、2項. 林業費、1目. 林業総務費536万9000円の増額補正につきましては、平成22年度で終了いたしました北海道単独事業の21世紀北の森づくり推進事業、これに代わる新たな未来につなぐ森づくり推進事業でございまして、伐採後の確実な植林や伐採跡地等への植林への支援を目的に創設されたものでございます。本年度実施の対象森林面積は25.0%の造林事業費2065万円でございます。そのうち、国の負担68%で1404万2000円、所有者負担6%で123万9000円、町の負担26%で536万9000円でございます。事業実施主体につきましては、ようてい森林組合でございます。21ページを終わります。

次に、22ページに移ります。8款. 土木費、2項. 道路橋りょう費、1目. 道路橋りょう総務費400万6000円の増額補正につきましては、8節. 報償費で謝礼金は、町道草刈作業及び側溝清掃等を実施した団体へ報償費として1団体1万6000円を交付しております。当初予算におきまして、例年実施しております23団体分を計上しておりましたが、今年度1団体が増えたことに伴いまして1万6000円を増額するものでございます。次に、13節. 委託料、調査設計用地確定測量委託料。これは南町東睦町内会より町道中線、南町3丁目と4丁目の側溝整備を求める陳情書が提出されて受理しております。側溝整備にあたりまして、調査測量設計を実施するため、町道中線、南町3丁目と4丁目地内の調査測量設計委託料、延長500mを実施するものでございます。399万円を計上しております。次に、4項. 住宅費、1目. 住宅管理費155万4000円の増額補正につきましては、これは町営住宅コスモス30の駐車場増設工事を実施するものでございます。現在、住戸数30戸に対しまして22台分の駐車場を確保して19世帯の入居者に駐車場の使用を許可し、残り3台分の駐車場を来客用としております。近年は自動車2台を所有している世帯が多くなってきておりまして、6世帯が2台の自動車を保有しております。コスモス町内会より駐車スペースを増やして欲しいとの要望が出されましたので、既設の駐車場の後方の緑地に増設可能なスペースがありましたので、整備するものでございます。町営住宅コスモス30の駐車場8台分の増設工事155万4000円を増額するものでございます。

次に、23ページでございます。9款. 1項. 1目. 消防費239万4000円の増額補正につきましては、町長の行政報告にありました、東日本大震災による消防団員の死者行方不明者は251名、これは8月3日現在でございまして、その多くが公務中であったため、当該団体の属する市町村は確実な公務災害補償を行う必要があります。そのため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正されまして、平成23年度限り市町村の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金が団員1人あたり1900円から2万4700円に引き上げられました。追加負担金といたしまして、本町の平成22年10月1日現在、団員数105名でございまして、1人あたりの掛金2万2800円の引き上げで、39万4000円を増額するものでございます。なお、特別な掛金による各市町村の負担増につきましては、特別交付税により財源措置が講じられ、昨日20日、239万4000円が交付されております。23ページを終わります。

次に、24ページでございます。13款. 諸支出金、1項. 基金費、2目. 減債基金費につきましては、財政調整のため6143万9000円を増額補正するものでございます。25ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程ご高覧願います。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。上村君。

○7番（上村智恵子）はじめに、14ページの公有財産利活用計画検討委員会とありますけれども、これは決められた人がなっているのか、その内訳をもう一度お願いします。

それと、18ページの車椅子ですけれども、補装具給付の。この4台はどこに配置されるのか。この2点をお願い

いたします。

○議長（水田 正）角谷総務課長。

○総務課長（角谷義幸）まず最初に、14ページの公有財産利活用計画検討委員会、この委員会のメンバーにつきましては、まだ素案の段階でございますけれども、委員10名そのうち学識経験者、更には関係団体を代表する者、そして公募による者、その他町長が必要と認める者の4区分に分けておりまして、その4区分の中で、総体で10人以内というふうに考えております。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今、上村議員からのご質問でございますが、扶助費ということで補装具給付、これについて100万円ということで計上させていただいております。昨年もそうでありますが、昨年は約14名の方がご利用になりまして172万2530円。本年度につきましては、実際に、もう既に4名の方が購入申し込みをされていると。予算も足りなくなっている部分と。その他に今後の中で、お年を召した方で車椅子を必要とされるであろう予備軍と言ったら大変申し訳ないのですが、その方の予定を予算の中に入れていまして、これが4台と修理費が1台ということで、当然、1年の中で車椅子の補修でありますとか、または、松葉杖からどうしても車椅子に移行しなければならないという方が年々増えてまいりましたので、この分を加味しまして、今回予算計上したということでございます。以上です。

○議長（水田 正）上村君。

○7番（上村智恵子）最初の方なのですが、この検討委員会の中に、やはり公募を入れてくれたというのは良かったなと思っております。やはり決められた人たちじゃなく、これは仁木商業をどうするかということですよ。それで、この公募はどういうふうに何人ぐらいするのか、教えてください。

○議長（水田 正）角谷総務課長。

○総務課長（角谷義幸）まだ、副町長、町長の決裁を受けてはおりませんが、事務局の段階としましては、2名程度というふうに考えております。

○議長（水田 正）上村君、よろしいですか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第6号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第7号

### 平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（水田 正）日程第15、議案第7号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』

号』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸） それでは、議案の第7号でございます。『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』、平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。補正額が予備費と総務費の間での関係でして、補正額が0ということですので、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。平成23年9月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。なお詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正） 西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸） 議案第7号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入の補正はございません。1ページ終わります。

次に、2ページ、歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費に7万9000円の増額。それから5款. 1項. 予備費に7万9000円の減額ございまして、歳出の合計はありません。

次に、3ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から6款. 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページ、歳出でございます。1款. 総務費から5款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、1款の総務費で一般財源7万9000円の増。5款の予備費で一般財源7万9000円の減でありますので、増減額の変更はありません。

次に、5ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、2目. 広域連合負担金7万9000円の増額補正につきましては、後志広域連合負担金の過年度精算による増でございます。5ページを終わります。

次に、6ページでございます。5款. 1項. 1目. 予備費につきましては、只今説明いたしました、後志広域連合負担金7万9000円の増額分を同額、予備費を減額するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正） 説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正） 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正） 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を、採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正） 「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第7号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第16 推薦第1号 仁木町農業委員会委員の推薦

○議長（水田 正）日程第16、推薦第1号『仁木町農業委員会委員の推薦』を、議題とします。議案の朗読を事務局長にさせます。岩井局長。

○議会事務局長（岩井秋男）別冊議案書の6ページをお開き願います。

推薦第1号『仁木町農業委員会委員の推薦』、仁木町議会推薦の仁木町農業委員会委員 上村智恵子 は、平成23年8月31日をもって、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第16条の規定に基づき、仁木町農業委員会の同意を得て辞任したので、同法第12条第2項及び仁木町農業委員会委員定数条例（昭和32年条例第8号）本文第3項による「議会が推薦した農業委員会所掌に属する事項につき学識経験者を有する者1名」の規定に基づき、次の者を推薦する。平成23年9月21日提出、仁木町議会議長 水田 正。

記といたしまして、住所、仁木町東町8丁目5番地2。氏名、大野雅義。生年月日、昭和18年3月4日。なお、本件につきましては、9月1日付けで仁木町長から仁木町農業委員会委員1名を議会推薦願う旨、文書提出がございました。また、委員の任期につきましては、平成26年7月19日まででございます。以上でございます。

○議長（水田 正）議案の朗読が終わりました。

お諮りします。議会推薦の農業委員は1人とし、大野雅義君を推薦したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議会推薦の農業委員は1人とし、大野雅義君を推薦することに決定しました。

## 日程第17 同意第4号 仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（水田 正）日程第17、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』を、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、同意第4号でございます。『仁木町教育委員会委員の任命について』、仁木町教育委員会委員 高木僚一 は、平成23年9月30日にその任期を満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めます。平成23年9月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。余市郡仁木町西町1丁目16番地、高木僚一、昭和16年6月6日生。

只今申し上げました、高木僚一氏の経歴、役職歴、教育委員歴等について、只今から提案説明を申し上げます。経歴でございますが、昭和35年3月に小樽千秋高等学校を卒業され、同年4月に東洋大学経済部経済学科入学。昭和39年3月に同校を卒業されてございます。同年4月から仁木商業高校、倶知安高校、古平高校教諭として勤務をされ、昭和62年4月からは後志教育局の社会教育主事に任命され、余市教育委員会に4年間派遣されておりました。平成3年4月から倶知安高校に教諭として勤務、平成5年4月から登別高校、旭川西高校、倶知安高校に教頭として勤務、平成12年4月から古平高校に校長として勤務され、平成14年3月に通算年数38年間の教諭生活を送られて、定年退職をしているわけでございます。役職歴でございますが、昭和53年から昭和61年まで仁木町体育協会の監事、平成3年から平成5年までは仁木町体育協会事務局長と副会長、平成17年から平成18年までは仁木町体育協会事務局長、平成17年4月から平成23年3月までは仁木剣道連盟会長、練士5段ということでございます。平成22年4月から現在まで表通り町内会長でございます。教育委員歴でございますが、平成17年9月

22日から平成19年9月30日まで仁木町教育委員会委員でございまして、2期目としては平成19年10月1日から平成22年9月30日まで仁木町教育委員会委員。平成22年10月1日から平成23年3月25日までは仁木町教育委員会委員長職務代理。平成23年3月26日から現在までは仁木町教育委員会委員長ということで、歴任をされております。その活動の実績は高く評価されており、地域の信望も厚く、地域の教育、スポーツの発展にご尽力されており、教育委員会委員として適任と考えますので、ご同意くださいますようお願い申し上げたいと思います。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条で任命となっておりますが、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命するということになってございます。どうか、ご同意賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。暫時休憩いたします。

**休 憩 午後1時47分**

**再 開 午後1時51分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』を、採決します。この採決は起立によって、行います。本件について、これに「同意する」ことに賛成の方は、起立願います。

〔「全員起立」〕

○議長（水田 正）全員起立です。したがって、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

### 日程第18 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（水田 正）日程第18、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』を、議題とします。本件について説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、諮問第2号でございまして、『人権擁護委員候補者の推薦について』、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第3条の規定により、本町の区域におかれている人権擁護委員 西岡千恵子 は、平成23年6月30日をもって辞任（任期平成24年6月30日まで）したので、同法第6条第3項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。平成23年9月21日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。余市郡仁木町大江2丁目978番地、加藤美佐子、昭和22年8月5日生。只今提案申し上げました、加藤美佐子氏は、昭和22年8月5日伊達市で生まれてございまして、満64歳でございまして。住所は仁木町大江2丁目978番地で、昭和46年3月に北海道教育大学函館分校をご卒業しております。昭和46年4月から京極町立北岡小学校、喜茂別町立喜茂別小学校、寿都町立美谷小学校、仁木町立大江小学校、倶知安町立倶知安小学校に教諭とし

て勤務。平成8年4月から京極町立南京極小学校、俱知安町立東小学校に教頭として勤務。平成12年4月から黒松内町立黒松内小学校、喜茂別町立喜茂別小学校に校長として勤務。平成20年3月に教員生活37年間をお勤めになって、定年退職をされているわけでございます。定年後は、仁木町大江に住居を構え、平成20年4月から若鮎太鼓郷土芸能保存会事務局。平成20年11月から仁木町社会教育委員。平成21年5月から大江老人クラブ桃の会事務局。平成21年11月から仁木みらい塾事務局。平成23年5月から仁木町文化連盟事務局等を歴任されてございます。人権擁護委員は、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など人権擁護活動に積極的に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足る人格、識見や中立公平さを兼ね備えていることのほか、社会貢献の誠心に基づいて熱意をもって、積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく、私といたしましては、加藤美佐子氏が適任者と判断いたしまして、推薦いたしたく考えてございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。暫時休憩いたします。

**休 憩 午後1時56分**

**再 開 午後2時13分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

これから、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』を、採決します。この採決は起立によって行います。本件について、「候補者は適任である」として、答申することに賛成の方は、起立願います。

〔「全員起立」〕

○議長（水田 正）全員起立です。したがって、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』は、「適任である」として答申することに、決定しました。

## 日程第19 意見案第7号

### 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

○議長（水田 正）日程第19、意見案第7号『森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書』を、議題とします。本件について、提出議員の説明を求めます。横関君。

○8番（横関一雄）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の7ページでございます。意見案第7号『森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書』。

上記意見案を別紙のとおり提出する。平成23年9月21日提出、提出者は、私、横関。賛成者には、住吉議員になっていただいています。意見書の内容につきましては、8ページに記載のとおりであります。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣であります。よろしくご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。



○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

横関君、自席にお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第7号『森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「ご異議なし」と認めます。したがって、意見案第7号『森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 意見案第8号

### 北海道地域防災計画（原子力防災編）の早期見直しと北海道電力泊発電所の 段階的運転停止・計画的廃炉・第3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める意見書

○議長（水田 正）日程第20、意見案第8号『北海道地域防災計画（原子力防災編）の早期見直しと北海道電力泊発電所の段階的運転停止・計画的廃炉・第3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める意見書』を、議題とします。本件について、提出議員の説明を求めます。大野君。

○4番（大野雅義）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書9ページでございます。意見案第8号『北海道地域防災計画（原子力防災編）の早期見直しと北海道電力泊発電所の段階的運転停止・計画的廃炉・第3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める意見書』。

上記意見案を別紙のとおり提出いたします。平成23年9月21日提出。提出者は私、大野。賛成議員は上村議員でございます。意見書の内容につきましては、10ページに記載してございます。提出先は、北海道知事であります。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。林君。

○6番（林 正一）提出者に聞きたいのですが、早期という期間。前は、ちょっと上がってきたときには、即刻と書いてありましたのですが、どのくらいの期間を提出者は思われているのですか。どのくらいの期間だということ。

○議長（水田 正）大野君。

○4番（大野雅義）早期はできるだけ早くという、その言葉どおりでございまして、いついつまでということではございません。以上です。

○議長（水田 正）他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

大野君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第8号『北海道地域防災計画（原子力防災編）の早期見直しと北海道電力泊発電所の段階的運転停止・計画的廃炉・第3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める意見書』を、採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と、認めます。したがって、意見案第8号『北海道地域防災計画（原子力防災編）の早期見直しと北海道電力泊発電所の段階的運転停止・計画的廃炉・第3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第21 委員会の閉会中の継続調査

○議長（水田 正）日程第21、『委員会の閉会中の継続調査』の件を議題とします。山下議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第22 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（水田 正）日程第22、『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を、議題とします。上村総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。上村総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と、認めます。したがって、上村総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに、決定しました。

暫時休憩します。

**休 憩 午後2時24分**

---

**再 開 午後2時24分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

三浦町長から発言の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）平成23年第3回仁木町議会定例会の閉会にあたり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。今定例会におきましては、平成22年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率報告をはじめ、平成23年度一般会計補正予算（第3号）並びに平成23年度国保特別会計補正予算（第3号）、教育委員の同意案件、人権擁護委

員候補者の推薦諮問案と決算認定議案を除くすべての案件につきまして、ご可決、ご同意、推薦のご意見を賜り、誠にありがとうございました。衷心より御礼申し上げます。

とりわけ、西岡千恵子氏に代わり人権擁護委員候補者として全会一致で推薦のご意見を賜りました加藤美佐子氏は、経歴の中でもご紹介いたしましたとおり伊達市でご出生されております。大江小学校で教諭として勤務されていた時代に温かな地域性や優しい人柄に触れ、退職後は仁木町大江に永住しようとの強い決意から、平成20年に大江に居を構え、地域活動に積極的に参加されている方です。

今後は、人権擁護委員として地域の人権擁護相談・救済・擁護活動はもとより、児童・青少年に対する人権擁護思想の普及・啓発活動にも、元教育者として、その力を存分に発揮していただけるものと、大きな期待を寄せているところでございます。加藤美佐子氏におかれましては、町並びに議会をはじめ町民の皆さんの期待を裏切ることなく、健康に留意され、なお一層のご奮闘を切にお願い申し上げます。

さて、ご承知のとおり、去る9月2日に野田佳彦内閣が発足いたしました。就任会見では、3月11日発生 of 東日本大震災からの復旧・復興と福島第一原発事故の収束、国内外の経済危機対応を最優先課題に挙げました。エネルギー政策の要となる経済産業大臣には、泊原発を抱える北海道第4区選出の鉢呂吉雄氏が起用され初入閣となりました。地元4区から大臣が誕生したことで、この後志での課題解決に大きな期待を寄せておりました。しかし、福島原発周辺市町村を視察後に「死の町」と表現し、取材記者に「放射能をうつしてやる」との発言等から、僅か9日間で大臣を辞任するという結果となってしまいました。

私は、鉢呂代議士をよく知っているだけに、誠に残念でなりません。取り返しのつかない事態に、ただただ啞然としたところであります。野田新総理には、政権交代から2年を経て、民主党のほころびが一際目立ってきた、もう後がない状況を直視し、国民の為に「誠心誠意」、意を誠にして心を正す政治を行うよう強く切望する次第であります。

私も、町長として町民の皆さんの声に耳を傾けながら、議員の皆さんとともに町づくりを進めてまいり所存であります。今後におきましても、よろしくご指導賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、水田議長、横関副議長並びに議員各位をはじめ、中西代表監査委員、天野農業委員会会長のご健康と更なるご活躍をお祈り申し上げまして、平成23年第3回仁木町議会定例会閉会にあたってのご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（水田 正）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。

平成23年第3回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変御苦労さまでした。ありがとうございます。

**閉 会 午後2時30分**

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成23年第3回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成23年9月21日（1日間）  
 （開会～午前9時30分／閉会～午後2時30分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	平成22年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	H23.9.21	平成22年度 各会計決算 特別委員会 付 託
議案第2号	平成22年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.21	
議案第3号	平成22年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.21	
議案第4号	平成22年度余市郡仁木町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.21	
議案第5号	平成22年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.21	
議案第6号	平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）	H23.9.21	原案可決
議案第7号	平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	H23.9.21	原案可決
推薦第1号	仁木町農業委員会委員の推薦	H23.9.21	推 薦 （大野雅義）
同意第4号	仁木町教育委員会委員の任命について	H23.9.21	同意可決 （高木僚一）
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	H23.9.21	適任答申 （加藤美佐子）
意見案第7号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書	H23.9.21	原案可決
意見案第8号	北海道地域防災計画（原子力防災編）の早期見直しと北海道電力泊原子力発電所の段階的運転停止・計画的廃炉・第3号機プルサーマル発電計画の撤回を求める意見書	H23.9.21	原案可決